

悪質金融に ご注意を!!

～被害にあわないために～

悪質金融に ご注意を!!

被害にあわないために



お金を借りる方、借りている方へ

悪質金融（ヤミ金融）による被害が、今も後を立ちません。借金についても一度よく考えてみましょう。



悪質金融（ヤミ金融）による被害が、今も後を立ちません。借金についても一度よく考えてみましょう。

★悪質金融（ヤミ金融）とはなにか

正規の登録を受けずに貸金業を営む者で、その行為自体が違法であり、最高懲役10年、罰金3,000万円となります。

『低利で融資』『他店で断られた方でもOK』『らくらく・簡単』『即日融資』など利用者の心理をついて誘い込んできます。特に、多重債務者や自己破産者がターゲットにされます。

★悪質金融の主な例

買取屋、紹介屋、保証金詐欺、チケット金融、090金融、名義貸し、ソフトヤミ金、システム金融、LINEヤミ金、金融庁の名を悪用した悪質金融など多種多様です。

★悪質な金融被害にあってしまったら

悪質金融からの『高金利の請求』『執拗な取立』があった場合は、業者とのやりとり（日時・内容）を記録することが必要です。まずは、安易に請求に応じないことが重要です。

詳しい内容を掲載したリーフレットは、弊所の窓口に設置しております。また、ホームページにも全文掲載しておりますので、ご覧ください。

お問い合わせ先：刈谷商工会議所中小企業相談所（0566）21-0370